様式第二十五（第１４条第１項関係）

装備移転仕様等調整計画認定取消通知書

番　　号
年　　月　　日

（認定装備移転事業者）　殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号））第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり、装備移転仕様等調整計画の認定を取り消しましたので通知します。

記

１　認定を取り消した装備移転仕様等調整計画認定番号

２　認定を取り消した理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十六（第１４条第２項関係）

装備移転仕様等調整計画認定取消通知書

番　　号
年　　月　　日

（指定装備移転支援法人）　殿

防衛大臣

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１４条第１項の規定に基づき、装備移転仕様等調整計画の認定を取り消しましたので、同条第２項において準用する同法第１０条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　認定を取り消した日付

２　認定を取り消した装備移転仕様等調整計画認定番号

３　認定を取り消された認定装備移転事業者の名称

４　認定を取り消した理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。